解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年九月二十七日開催の組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十八日

福井県大野市吉一二号三四番地
大野市吉生産森林組合
清算人　西川　国夫

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年十二月十五日に静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十八日

静岡県御殿場市塚原七四番地の一六
高根西部山之尻土地改良区
代表清算人　高杉　安與

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十二月十七日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十八日

福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原二九九番地の八　福岡市土井二丁目土地区画整理組合
代表清算人　因幡　英克

第三十三期決算公告

平成二十七年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	一、六七八、三八九	流動負債	三、九九三、三〇八
固定資産	三、七九四、七八〇	固定負債	一二三、〇六〇
合計	五、四七三、一六九	株主資本	一、三五六、八〇一
		資本金	二五、〇〇〇
		資本剰余金	三、三〇〇
		利益剰余金	一、三二八、五〇一
		（うち当期純利益）	（一四七、一〇七）
		合計	五、四七三、一六九

平成二十七年十一月三十日

茨城県北茨城市華川町車一〇九九番地
アイパル株式会社
代表取締役　鷺　喜三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南八条西一丁目一三番地、最後の住所北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二〇〇五番地の二九特別養護老人ホーム温心園

被相続人　亡　若林　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

北海道稚内市中央三丁目一〇番一八号丹羽ビル二階　相続財産管理人　古井　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市萩見一丁目三番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七八番地特別養護老人ホーム富士見園

被相続人　亡　五十嵐正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

岩手県大船渡市盛町字権現堂二番地一〇
相続財産管理人　畠山　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡河内町金江津七三七一番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤ケ**崎**てる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

茨城県取手市取手二丁目三番七号取手センタービル五階　じょうばん法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼沢　健士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市忍二丁目一二三番地、最後の住所埼玉県行田市大字荒木二一三一番地三さつきホーム

被相続人　亡　中村キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市塩焼二丁目一六番地八、最後の住所千葉県市川市富浜二丁目一二番八号

被相続人　亡　山口　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

事務所千葉市中央区中央三―一〇―四マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙綱　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県刈羽郡刈羽村大字大塚四六四番地、最後の住所新潟県刈羽郡刈羽村大字大塚四六五番地

被相続人　亡　木村　誠規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

新潟県柏崎市半田一丁目一九番一五号
相続財産管理人　中村　八郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

長野県上水内郡信濃町大字柏原二八七六番地、最後の住所静岡県伊豆市修善寺四二七九番地の三五

被相続人　亡　北村　貞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十八日

事務所長野市岡田町一六六―一　森ビル新館八階―三　倉崎・小林法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉崎　哲矢

第61期決算公告

平成27年12月22日　千葉市若葉区都賀4丁目3番1号
株式会社かねたや家具店
代表取締役　萩原　徹雄

貸借対照表の要旨　（平成27年10月25日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,791,187	流動負債	4,384,850
固定資産	6,003,663	固定負債	3,527,955
		退職給与引当金	442
		その他	3,527,513
		株主資本	2,882,045
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	2,870,045
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	2,867,045
		（うち当期純利益）	（130,685）
資産合計	10,794,850	負債・純資産合計	10,794,850